

令和7年2月26日
(第2回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	-----	1～ 2
議案第 2 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	-----	3～ 4
議案第 3 号	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	-----	5～ 29
議案第 4 号	美瑛町宿泊税条例の制定について	-----	30～ 37
議案第 5 号	美瑛町駐車場利用税条例の制定について	-----	38～ 45
議案第 6 号	美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がい の特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定について	-----	46～ 49
議案第 7 号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	-----	50～ 51
議案第 8 号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----	52
議案第 9 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	53～ 80
議案第 10 号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	81～ 83
議案第 11 号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	84～ 86
議案第 12 号	美瑛町都市公園条例の一部改正について	-----	87
議案第 13 号	美瑛町文化財保護条例の一部改正について	-----	88～ 89

議案第14号	美瑛町水道事業給水条例の一部改正について	----	90
議案第15号	美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	----	91
議案第16号	美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例の廃止について	----	92
議案第17号	美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の廃止について	----	93
議案第18号	専決処分について	----	94~100
議案第19号	令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）について	----	101~151
議案第20号	令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について	----	152~157
議案第21号	令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）について	----	158~163
議案第22号	令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）について	----	164~170
議案第23号	令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について	----	171~175
議案第24号	令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第3号）について	----	176~177
議案第25号	令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）について	----	178~183
議案第26号	令和7年度美瑛町一般会計予算について	----	別冊
議案第27号	令和7年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	----	別冊
議案第28号	令和7年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	----	別冊
議案第29号	令和7年度美瑛町水道事業会計予算について	----	別冊
議案第30号	令和7年度美瑛町公共下水道事業会計予算について	----	別冊

議案第 3 1 号	令和 7 年度美瑛町水力発電事業会計予算につ いて	----	別	冊
議案第 3 2 号	令和 7 年度美瑛町立病院事業会計予算につ いて	----	別	冊
議案第 3 3 号	指定管理者の指定について	----	184	
議案第 3 4 号	指定管理者の指定について	----	184	
議案第 3 5 号	監査委員の選任について	----	185	
議案第 3 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	----	186	
議案第 3 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	----	187	
議案第 3 8 号	名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について	----	188	
報告第 1 号	専決処分について	----	189	

議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美瑛町行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 美瑛町行政不服審査会条例(平成28年美瑛町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年美瑛町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 美瑛町職員の給与に関する条例(昭和37年美瑛町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第19条の2及び第19条の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(美瑛町自然環境保全条例の一部改正)

第4条 美瑛町自然環境保全条例(平成元年美瑛町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第30条及び第31条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

議案第 2 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年美瑛町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、同条第 4 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に、同条第 5 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

(美瑛町税条例の一部改正)

第 2 条 美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「番号法」に、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」を「番号法第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(美瑛町都市計画税条例の一部改正)

第3条 美瑛町都市計画税条例（昭和47年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年美瑛町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条第1項中「別表第2に定める」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、美瑛町職員の旅費に関する条例(昭和37年美瑛町条例第11号)に定める旅費相当額とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の費用弁償に関する条例(昭和44年美瑛町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、日当及び宿泊料の5種類とし、その額は美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）に定める旅費相当額とする。ただし、日当は、旅程にかかわらず全額を支給する。」を「航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）に定める旅費相当額とする。」に改める。

（美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第1項中「別表第2に定める額を旅費として」を「旅費を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）に定める旅費相当額とする。

附則中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表に定める額を旅費として」を「旅費を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）に定める旅費相当額とする。

別表を削る。

（美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第2条第1項第3号中「職員については、その住所）又は」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は」に改め、同項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は」を「が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項、第5項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるとき

は、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「基づき、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第6項から第8項までを次のように改める。

- 6 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。
- 7 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。
- 8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たり定額により支給する。

第6条に次の5項を加える。

- 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 10 着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
- 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条を第7条とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条第1項中「その精算をしようとする者」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「所定の請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

第12条に次の2項を加える。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

6 第1項に規定する必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、規則で定める。

第12条を第8条とし、同条の次に次の4条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める方法により算出する額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める方法により算出する額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める方法により算出する額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 車賃の額は、公務のため自家用自動車を使用した場合、1キロメートルにつき37円とし、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(5) 前4号に掲げる費用に付随する費用

第2章の章名を削る。

第13条から第20条までを次のように改める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表第1で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則

で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2で定める定額とする。

第21条から第24条までを削る。

第25条各号を次のように改め、同条を第21条とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行する者として計算した旅費

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行する者として計算した旅費

第26条第1項各号中「前職務相当の旅費」を「旅費」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条の2を削る。

第3章の章名を削る。

第27条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該」を「町以外の者か

ら旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第25条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(監督)

第26条 町長は、この条例の適正な執行を確保するため、各課長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第28条を第27条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第13条関係)

国内

単位：円

地域区分	宿泊費基準額
北海道	13,000
青森県	11,000
岩手県	9,000
宮城県	10,000
秋田県	11,000
山形県	10,000
福島県	8,000
茨城県	11,000
栃木県	10,000
群馬県	10,000
埼玉県	19,000

千葉県	17,000
東京都	19,000
神奈川県	16,000
新潟県	16,000
富山県	11,000
石川県	9,000
福井県	10,000
山梨県	12,000
長野県	11,000
岐阜県	13,000
静岡県	9,000
愛知県	11,000
三重県	9,000
滋賀県	11,000
京都府	19,000
大阪府	13,000
兵庫県	12,000
奈良県	11,000
和歌山県	11,000
鳥取県	8,000
島根県	9,000
岡山県	10,000
広島県	13,000
山口県	8,000
徳島県	10,000
香川県	15,000
愛媛県	10,000
高知県	11,000
福岡県	18,000
佐賀県	11,000

長崎県	11,000
熊本県	14,000
大分県	11,000
宮崎県	12,000
鹿児島県	12,000
沖縄県	11,000

外国

地域区分	国名	地名	宿泊費基準額
アジア	インド	ニューデリー	18,000
		コルカタ	10,000
		チェンナイ	12,000
		ベンガルール	16,000
		ムンバイ	23,000
		その他の地	14,000
		インドネシア	ジャカルタ
		スラバヤ	12,000
		デンパサール	18,000
		メダン	8,000
		その他の地	13,000
	カンボジア	プノンペン	21,000
		その他の地	21,000
	シンガポール	シンガポール	34,000
		その他の地	34,000
	スリランカ	コロンボ	22,000
		その他の地	22,000
	タイ	バンコク	20,000
		チェンマイ	14,000
		その他の地	19,000
大韓民国	ソウル	26,000	

	濟州	23,000
	釜山	18,000
	その他の地	23,000
中華人民共和国	北京	17,000
	広州	17,000
	上海	17,000
	重慶	11,000
	瀋陽	9,000
	青島	12,000
	香港	32,000
	その他の地	15,000
ネパール	カトマンズ	15,000
	その他の地	15,000
パキスタン	イスラマバード	32,000
	カラチ	31,000
	その他の地	31,000
バングラデシュ	ダッカ	17,000
	その他の地	17,000
東ティモール	ディリ	17,000
	その他の地	17,000
フィリピン	マニラ	17,000
	セブ	19,000
	ダバオ	22,000
	その他の地	22,000
ブルネイ	バンダルスリブ	20,000
	ガワン	
	その他の地	20,000
ベトナム	ハノイ	14,000
	ダナン	15,000
	ホーチミン	15,000

		その他の地	14,000
	マレーシア	クアラルンプール	14,000
		ペナン	14,000
		その他の地	15,000
	ミャンマー	ヤンゴン	17,000
		その他の地	17,000
	モルディブ	マレ	47,000
		その他の地	45,000
	モンゴル	ウランバートル	24,000
		その他の地	24,000
	ラオス	ビエンチャン	17,000
		その他の地	17,000
	その他の国		17,000
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	29,000
		シドニー	29,000
		パース	27,000
		ブリスベン	28,000
		メルボルン	26,000
		その他の地	26,000
	キリバス	タラワ	25,000
		その他の地	25,000
	サモア	アピア	25,000
		その他の地	25,000
	ソロモン	ホニアラ	25,000
		その他の地	25,000
	トンガ	ヌクアロファ	25,000
		その他の地	25,000
	ニュージーランド	ウェリントン	27,000
		オークランド	27,000
		その他の地	24,000

	バヌアツ	ポートビラ	25,000
		その他の地	25,000
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000
		その他の地	38,000
	パラオ	コロール	25,000
		その他の地	25,000
	フィジー	スバ	33,000
		その他の地	40,000
	マーシャル	マジュロ	25,000
		その他の地	25,000
	ミクロネシア	コロニア	25,000
		その他の地	25,000
	その他の国		25,000
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	54,000
		アトランタ	38,000
		サンフランシスコ	49,000
		シアトル	42,000
		シカゴ	44,000
		デトロイト	43,000
		デンバー	40,000
		ナッシュビル	37,000
		ニューヨーク	57,000
		ハガツニャ	18,000
		ヒューストン	28,000
		ボストン	59,000
		ホノルル	49,000
		マイアミ	39,000
		ロサンゼルス	42,000
		その他の地	36,000
	カナダ	オタワ	34,000

		カルガリー	34,000
		トロント	49,000
		バンクーバー	44,000
		モントリオール	36,000
		その他の地	35,000
	その他の国		36,000
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000
		その他の地	24,000
	ウルグアイ	モンテビデオ	20,000
		その他の地	20,000
	エクアドル	キト	27,000
		その他の地	25,000
	エルサルバドル	サンサルバドル	27,000
		その他の地	27,000
	キューバ	ハバナ	14,000
		その他の地	14,000
	グアテマラ	グアテマラ	22,000
		その他の地	21,000
	コスタリカ	サンホセ	32,000
		その他の地	32,000
	コロンビア	ボゴタ	18,000
		その他の地	17,000
	ジャマイカ	キングストン	44,000
		その他の地	44,000
	チリ	サンティアゴ	26,000
		その他の地	24,000
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000
		その他の地	33,000
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000
		その他の地	36,000

ニカラグア	マナグア	14,000	
	その他の地	14,000	
ハイチ	ポルトープランス	33,000	
	その他の地	33,000	
パナマ	パナマ	23,000	
	その他の地	21,000	
パラグアイ	アスンシオン	22,000	
	その他の地	17,000	
バルバドス	ブリッジタウン	47,000	
	その他の地	47,000	
ブラジル	ブラジリア	16,000	
	クリチバ	12,000	
	サンパウロ	20,000	
	マナウス	14,000	
	リオデジャネイロ	19,000	
	レシフェ	13,000	
	その他の地	11,000	
	ベネズエラ	カラカス	31,000
ペルー	リマ	20,000	
	その他の地	19,000	
ボリビア	ラパス	13,000	
	その他の地	13,000	
ホンジュラス	テグシガルパ	29,000	
	その他の地	29,000	
メキシコ	メキシコ	19,000	
	レオン	17,000	
	その他の地	19,000	
その他の国		14,000	
欧州	アイスランド	レイキャビク	49,000

	その他の地	47,000
アイルランド	ダブリン	36,000
	その他の地	33,000
アゼルバイジャン	バクー	25,000
	その他の地	25,000
アルバニア	ティラナ	16,000
	その他の地	16,000
アルメニア	エレバン	27,000
	その他の地	26,000
イタリア	ローマ	30,000
	ミラノ	31,000
	その他の地	22,000
ウクライナ	キーウ	21,000
	その他の地	21,000
ウズベキスタン	タシケント	25,000
	その他の地	24,000
英国	ロンドン	44,000
	エディンバラ	38,000
	その他の地	29,000
エストニア	タリン	19,000
	その他の地	20,000
オーストリア	ウィーン	24,000
	その他の地	21,000
オランダ	ハーグ	24,000
	その他の地	25,000
カザフスタン	アスタナ	23,000
	その他の地	23,000
北マケドニア	スコピエ	21,000
	その他の地	20,000
キプロス	ニコシア	33,000

	その他の地	26,000
ギリシャ	アテネ	28,000
	その他の地	25,000
キルギス	ビシュケク	15,000
	その他の地	15,000
クロアチア	ザグレブ	21,000
	その他の地	22,000
ジョージア	トビリシ	21,000
	その他の地	21,000
スイス	ベルン	33,000
	ジュネーブ	38,000
	その他の地	32,000
スウェーデン	ストックホルム	30,000
	その他の地	25,000
スペイン	マドリード	31,000
	バルセロナ	34,000
	その他の地	24,000
スロバキア	ブラチスラバ	22,000
	その他の地	18,000
スロベニア	リュブリャナ	23,000
	その他の地	22,000
セルビア	ベオグラード	25,000
	その他の地	21,000
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000
	その他の地	28,000
チェコ	プラハ	19,000
	その他の地	17,000
デンマーク	コペンハーゲン	34,000
	その他の地	30,000
ドイツ	ベルリン	25,000

	デュッセルドルフ	22,000
	ハンブルク	25,000
	フランクフルト	20,000
	ミュンヘン	24,000
	その他の地	19,000
トルクメニスタン	アシガバット	21,000
	その他の地	21,000
ノルウェー	オスロ	32,000
	その他の地	29,000
バチカン	バチカン	21,000
	その他の地	21,000
ハンガリー	ブダペスト	21,000
	その他の地	19,000
フィンランド	ヘルシンキ	27,000
	その他の地	26,000
フランス	パリ	38,000
	ストラスブール	24,000
	マルセイユ	23,000
	その他の地	25,000
ブルガリア	ソフィア	20,000
	その他の地	18,000
ベラルーシ	ミンスク	26,000
	その他の地	26,000
ベルギー	ブリュッセル	34,000
	その他の地	26,000
ポーランド	ワルシャワ	18,000
	その他の地	15,000
ボスニア・ヘルツェ	サラエボ	18,000
ゴビナ	その他の地	16,000
ポルトガル	リスボン	28,000

		その他の地	22,000
	モルドバ	キシナウ	20,000
		その他の地	20,000
	ラトビア	リガ	18,000
		その他の地	18,000
	リトアニア	ビリニュス	18,000
		その他の地	18,000
	ルーマニア	ブカレスト	21,000
		その他の地	17,000
	ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000
		その他の地	29,000
	ロシア	モスクワ	21,000
		ウラジオストク	21,000
		サンクトペテルブルク	21,000
		ク	
		ハバロフスク	21,000
		ユジノサハリンスク	21,000
		その他の地	21,000
	その他の国		21,000
中東	アフガニスタン	カブール	23,000
		その他の地	23,000
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000
		ドバイ	25,000
		その他の地	24,000
	イエメン	サヌア	23,000
		その他の地	23,000
	イスラエル	テルアビブ	37,000
		その他の地	33,000
	イラク	バグダッド	23,000
		その他の地	23,000

イラン	テヘラン	23,000	
	その他の地	23,000	
オマーン	マスカット	14,000	
	その他の地	15,000	
カタール	ドーハ	17,000	
	その他の地	17,000	
クウェート	クウェート	23,000	
	その他の地	24,000	
サウジアラビア	リヤド	43,000	
	ジッダ	21,000	
	その他の地	37,000	
シリア	ダマスカス	23,000	
	その他の地	23,000	
トルコ	アンカラ	15,000	
	イスタンブール	20,000	
	その他の地	19,000	
バーレーン	マナーマ	22,000	
	その他の地	22,000	
ヨルダン	アンマン	21,000	
	その他の地	21,000	
レバノン	ベイルート	23,000	
	その他の地	23,000	
	その他の国	23,000	
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	30,000
		その他の地	29,000
アンゴラ	ルアンダ	47,000	
	その他の地	47,000	
ウガンダ	カンパラ	19,000	
	その他の地	31,000	
エジプト	カイロ	32,000	

	その他の地	31,000
エチオピア	アディスアベバ	18,000
	その他の地	24,000
ガーナ	アクラ	29,000
	その他の地	29,000
ガボン	リーブルビル	32,000
	その他の地	32,000
カメルーン	ヤウンデ	26,000
	その他の地	26,000
ギニア	コナクリ	22,000
	その他の地	22,000
ケニア	ナイロビ	26,000
	その他の地	26,000
コートジボワール	アビジャン	32,000
	その他の地	32,000
コンゴ民主共和国	キンシャサ	22,000
	その他の地	22,000
ザンビア	ルサカ	33,000
	その他の地	37,000
ジブチ	ジブチ	22,000
	その他の地	22,000
ジンバブエ	ハラレ	19,000
	その他の地	19,000
スーダン	ハルツーム	22,000
	その他の地	22,000
セーシェル	ビクトリア	22,000
	その他の地	22,000
セネガル	ダカール	40,000
	その他の地	39,000
タンザニア	ダルエスサラーム	22,000

	その他の地	23,000
チュニジア	チュニス	29,000
	その他の地	29,000
ナイジェリア	アブジャ	31,000
	その他の地	31,000
ナミビア	ウィントフック	13,000
	その他の地	17,000
ブルキナファソ	ワガドゥグー	23,000
	その他の地	23,000
ベナン	コトヌ	27,000
	その他の地	27,000
ボツワナ	ハボローネ	23,000
	その他の地	23,000
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000
	その他の地	24,000
マラウイ	リロングウェ	26,000
	その他の地	26,000
マリ	バマコ	41,000
	その他の地	41,000
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000
	その他の地	18,000
南スーダン	ジュバ	22,000
	その他の地	22,000
モーリシャス	ポートルイス	38,000
	その他の地	26,000
モーリタニア	ヌアクショット	21,000
	その他の地	21,000
モザンビーク	マプト	18,000
	その他の地	19,000
モロッコ	ラバト	20,000

		その他の地	19,000
	リビア	トリポリ	22,000
		その他の地	22,000
	ルワンダ	キガリ	29,000
		その他の地	29,000
	その他の国		22,000
		その他の地域	21,000

別表第2（第20条関係）

区分	死亡手当
全ての者	930,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の美瑛町職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第4号

美瑛町宿泊税条例の制定について

美瑛町宿泊税条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町宿泊税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の来訪者の受入れに伴う財政需要の増加に対応し、持続可能な観光目的地としての競争力を維持、向上させるために課する宿泊税に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税の根拠等)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の定めるところによる。この場合において、同条例第18条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは美瑛町宿泊税条例（令和 年美瑛町条例第 号）」と、同条例第19条中「又は第145条第3項」とあるのは「、第145条第3項又は美瑛町宿泊税条例第12条」と読み替えるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3

項に規定する簡易宿所営業をいう。

- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

（納税義務者）

第4条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。ただし、町内に住所を有する者については、この限りではない。

（課税免除）

第5条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒又は学生であって、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（税率）

第6条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

(減免)

第7条 町長は、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第8条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第10条 宿泊施設を営もうとする者は、経営開始の日の5日前まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項について町長に申告しなければならない。

(1) その者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 宿泊施設の客室数その他設備の概要

(4) 経営開始の予定年月日（当該申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営を開始した年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、直

ちにその旨を町長に申告しなければならない。

- 3 第1項又は前項の申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の経営を再開しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
- 5 第1項又は第2項の申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第11条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出して申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから当該納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者をその者の同意を得て納税管理人として定めることについて、これを定めるべき事由が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- (1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 納税管理人の住所及び氏名又は名称
 - (3) 申告又は申請の事由
 - (4) 納税管理人を定めた、又は定めようとする年月日
- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(申告納入)

第12条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の1日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る宿泊件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、前項の規定により申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより町長の承認を受けた場合には、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、同表の右欄に掲げる日まで（宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内）に、町長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。

1 2月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 町長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入)

第13条 特別徴収義務者は、法第686条第4項、第688条第7項又は第689条第5項の規定に基づく納入の通知を受けた場合において、当該不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次条において同じ。）又は法第688条第1項に規定する過少申告加算金額、同条第2項に規定する不申告加算金額若しくは法第689条第1項若しくは第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第14条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受

け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額にこれを充当することができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、同項又は前項に規定する措置を講ずるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該帳簿を第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊に係る売上傳票その他の書類で、前項第1号に掲げる事項が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第16条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の規定により条例で指定する法定外普通税とする。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第17条 第11条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていない者が同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第15条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者

(3) 第15条第2項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第15条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

（経過措置）

3 この条例の公布の日において現に宿泊施設を経営している者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、施行日の前日までに、第10条第1項の規定の例により申告書を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定により申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

（準備行為）

5 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（徴収の方法の特例）

6 北海道が町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収とあわせて行うものとする。

（道宿泊税に係る督促、滞納処分）

7 町長は、道宿泊税がある場合は、宿泊税とあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

（検討）

8 町長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

議案第5号

美瑛町駐車場利用税条例の制定について

美瑛町駐車場利用税条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町駐車場利用税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の来訪者の受入れに伴う財政需要の増加に対応し、持続可能な観光目的地としての競争力を維持、向上させるために課する駐車場利用税に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税の根拠等)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、駐車場利用税を課する。

2 駐車場利用税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の定めるところによる。この場合において、同条例第18条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは美瑛町駐車場利用税条例（令和 年美瑛町条例第 号）」と、同条例第19条中「又は第145条第3項」とあるのは「、第145条第3項又は美瑛町駐車場利用税条例第12条」と読み替えるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 二輪自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項

第10号に規定する原動機付自転車、同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）をいう。

- (2) 普通自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、車両の長さが6メートル以上の普通自動車を除いたものをいう。
- (3) 小型自動車 省令別表第1に規定する小型自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。
- (4) 軽自動車 省令別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車及び被けん引自動車を除いたものをいう。
- (5) 大型自動車 省令別表第1に規定する普通自動車のうち、車両の長さが6メートル以上のものをいう。ただし、被けん引自動車をけん引している車両は、けん引している車両の長さとはけん引部分及び被けん引自動車の長さの和が6メートル未満の場合は「普通自動車」の区分に、6メートル以上の場合は「大型自動車」の区分にそれぞれ該当させるものとする。
- (6) 自動車 二輪自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型自動車をいう。
- (7) 駐車場 町内にある駐車場のうち、別表第1に定めるものをいう。

（納税義務者）

第4条 駐車場利用税は、駐車場の利用（駐車場として規則で定める区域に自動車で進入することをいう。以下同じ。）回数を課税標準とし、当該自動車を運転する者（その者がその者以外の個人又は法人の行う事業に従事して当該自動車を運転する場合にあっては、当該個人又は法人（以下「運行事業者」という。））に課する。ただし、次に掲げる自動車を運転する者については、この限りではない。

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場及びその附属施設（整備中のものを含む。）を整備し、管理し、又は運営するために使用する自動車
- (3) 町内に住所を有する者であって、運行事業者の運転手ではない者が運転する自動車

（課税免除）

第5条 次の各号に掲げる車両に対しては、駐車場利用税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒又は学生であつて、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者が乗車する車両
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児が乗車する車両
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める車両
(税率)

第6条 駐車場利用税の税率は、別表第2に定める額とする。

(減免)

第7条 町長は、天災その他特別の事情がある場合において駐車場利用税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、駐車場利用税を減免することができる。

(徴収の方法)

第8条 駐車場利用税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 駐車場利用税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、駐車場を経営する者とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、駐車場利用税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、第4条に規定する納税義務者が納付すべき駐車場利用税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第10条 駐車場を経営する者は、徴収を開始した5日以内(前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内)に、経営する駐車場ごとに、次に掲げる事項について町長に申告しなければならない。

(1) その者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 駐車場の所在地及び名称

(3) 駐車台数その他設備の概要

(4) 経営を開始した年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

3 第1項又は前項の申告をした者は、当該申告に係る駐車場の経営を1月以上休止しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る駐車場の経営を再開しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

5 第1項又は第2項の申告をした者は、当該申告に係る駐車場の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第11条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納入に関する

る一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出して申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから当該納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者をその者の同意を得て納税管理人として定めることについて、これを定めるべき事由が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- (1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 納税管理人の住所及び氏名又は名称
- (3) 申告又は申請の事由
- (4) 納税管理人を定めた、又は定めようとする年月日

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る駐車場利用税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（申告納入）

第12条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の1日から同月末日までに徴収すべき駐車場利用税に係る利用回数、駐車場利用税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

（不足金額等の納入）

第13条 特別徴収義務者は、法第686条第4項、第688条第7項又は第689条第5項の規定に基づく納入の通知を受けた場合において、当該不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次条において同じ。）又は法第688条第1項に規定する過少申告加算金額、同条第2項に規定する不申告加算金額若しくは法第689条第1項若しくは第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなけ

ればならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第14条 町長は、特別徴収義務者が駐車料金及び駐車場利用税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した駐車場利用税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その駐車場利用税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その駐車場利用税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 町長は、前項の規定により駐車場利用税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額にこれを充当することができる。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、同項又は前項に規定する措置を講ずるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、駐車場施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該帳簿を第12条の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 駐車場の利用年月日、駐車場の利用回数、駐車場利用税の課税対象となる駐車場の利用回数及び駐車場利用税額

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する営業が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して2年間保存しなければならない。

(1) 駐車場の利用に係る売上傳票その他の書類で、前項第1号に掲げる事項が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第16条 駐車場利用税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第

6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の規定により条例で指定する法定外普通税とする。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第17条 第11条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていない者が同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第15条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者

(3) 第15条第2項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第15条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から

ら起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる駐車場利用について適用する。

(準備行為)

- 3 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他駐車場利用税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 4 町長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

別表第1（第3条関係）

名称	住所
美瑛町青い池駐車場	美瑛町字白金

別表第2（第6条関係）

区分	税率（1台につき）
二輪自動車	1回 200円
普通自動車	1回 500円
小型自動車	1回 500円
軽自動車	1回 500円
大型自動車	1回 4,000円

議案第6号

美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定について

美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例

前文

全ての人は、自分の生活に関わるさまざまな人と交流し、多様な関係をつくる中で、自分らしい豊かな生活を送る権利を有しています。しかし、現実には、多くの障がい者が意思疎通の手段を選択する機会や情報の格差により社会への参加が制限され、自分に与えられた権利も行使することが困難な状態におかれています。

中でも、手話は、ろう者がこれまで自己の生活を営むための第一言語として大切に育んできましたが、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」で手話が言語として位置づけられた現在も、手話がろう者にとって生活を営む上で必要不可欠な言語であること及びろう者と手話が共に歩んできた長い歴史があることに対する理解が社会的に深まっているとは言い難い状況です。

このような状況を踏まえ、本町においては、手話言語の理解及び普及を図るとともに、手話のほか、要約筆記、点字、音訳、拡大文字、平易な又は具体的な表現等あらゆる障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段が、障がい者にとって必要不可欠であるという認識に基づき、障がいに対する理解を深め、全

ての町民が、平等で互いの存在価値を認め多様な個性を尊重し合う、人に優しく安心して暮らせる美瑛町を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の支援についての基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いを理解し個性を尊重することによって、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障がい」といいます。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。）により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) ろう者 主に手話を言語として用いる聴覚に障がいがある者をいいます。
- (3) 意思疎通手段 手話、筆談、音声認識システム、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、点字、音訳、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の表示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現その他日常生活又は社会生活において障がい者がその障がいの特性に応じて使用する意思疎通の手段をいいます。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、町内で働く者、町内で学ぶ者及び事業者をいいます。
- (5) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (6) 合理的配慮 障がい者が日常生活及び社会生活において、障がいがない

い者と同等の権利を行使することを確保するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいいます。

- (7) 意思疎通支援者 手話通訳士・通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含みます。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他障がい者の意思疎通の支援等を行う者をいいます。

(基本理念)

第3条 手話言語の理解及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的な所産であり、かつ、ろう者が心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識をもって行わなければなりません。

2 障がい者が情報を取得し意思疎通手段を選択して利用する機会の確保は、障がいのある人とない人が互いの違いを理解し、その個性と人格を尊重し合うことを基本として行わなければなりません。

3 障がい者が意思疎通手段を利用する権利は、最大限尊重されなければなりません。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の支援に関する施策を推進します。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、地域共生社会の実現に向けて主体的に行動するとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、障がいの特性に応じた意思疎通が行われるよう合理的配慮を提供しなければなりません。

(施策の推進)

第6条 町は、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。この場合において、町は、障がいのある当事者、意思疎通支援者及びその他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければなりません。

- (1) 手話言語の理解及び普及のための施策

- (2) 意思疎通手段の理解及び普及のための施策
- (3) 意思疎通手段を利用する上で必要な環境の整備に関する施策
- (4) 意思疎通支援者等の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な
施策

(財政上の措置)

第7条 町は、前条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めます。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行します。

議案第7号

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「（第18条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条を第19条とし、同条の前に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度

(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の2 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年美瑛町条例第 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 0 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第
2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

第9条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第10条の2第1項中「同居していた配偶者」の次に「（届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）」を加える。

第18条の4第1項第1号中「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を第2号とし、同条第2項中「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第3号」を「第2号」とし、同号を第2号とする。

第21条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時

間を除く。) 」を加える。

第24条中「、第9条、第18条及び第18条の4」を「及び第9条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500

22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100

52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	415,900
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,100
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,300
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,500
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	416,700
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	416,900
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,100

81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,300
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	417,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	417,700
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	417,900
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,100
86	256,000	297,100	346,000	386,500	398,500	
87	256,300	297,400	346,400	386,900	398,800	
88	256,600	297,700	346,800	387,300	399,000	
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200	
90	257,200	298,300	347,400	388,100	399,500	
91	257,500	298,600	347,800	388,500	399,800	
92	257,800	299,000	348,200	388,900	400,000	
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200	
94		299,400	348,800	389,700	400,500	
95		299,700	349,200	390,100	400,800	
96		300,100	349,500	390,500	401,000	
97		300,300	349,800	390,900	401,200	
98		300,600	350,200	391,300	401,400	
99		301,000	350,600	391,700	401,600	
100		301,400	351,000	392,100	401,800	
101		301,600	351,500	392,500	402,000	
102		301,900	351,900	392,900	402,200	
103		302,200	352,300	393,300	402,400	
104		302,500	352,700	393,700	402,600	
105		302,700	353,200	394,100	402,800	
106		303,000	353,600	394,500		
107		303,300	353,900	394,900		
108		303,600	354,200	395,300		
109		303,800	354,700	395,700		
110		304,200	355,000			

	111		304,600	355,300			
	112		304,900	355,600			
	113		305,100	355,900			
	114		305,300	356,200			
	115		305,600	356,500			
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600

	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300

34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,800
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,000
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,200
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,400
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	412,600
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	412,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,000
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,200
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	413,400
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	413,600

64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	413,800
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	414,000
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,000	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,400	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,800	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,200	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,600	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,000	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,400	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	395,800	
86		294,100	331,700	352,500	396,200	
87		294,300	332,000	352,800	396,600	
88		294,500	332,300	353,100	397,000	
89		294,900	332,600	353,500	397,400	
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		

	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		
	101		297,900	335,800	358,100		
	102		298,100	336,000	358,500		
	103		298,300	336,400	358,900		
	104		298,600	336,600	359,300		
	105		298,900	336,800	359,700		
	106			337,200			
	107			337,600			
	108			338,000			
	109			338,200			
	110			338,400			
	111			338,600			
	112			338,800			
	113			339,000			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

別表第2（第3条関係）

イ 医療職給料表（二）

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900

29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100

58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,400
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,900

88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,400
89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,800
90	288,100	316,900	353,500	371,500	400,300
91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,800
92	289,100	318,900	354,700	372,200	401,300
93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,700
94	290,200	320,400	355,500	373,300	402,200
95	290,800	321,100	356,000	373,800	402,700
96	291,400	321,700	356,400	374,300	403,200
97	292,000	322,200	356,900	374,900	403,600
98	292,500	322,500	357,300	375,400	404,200
99	293,000	323,100	357,800	375,900	404,800
100	293,500	323,700	358,200	376,300	405,200
101	294,000	324,100	358,500	376,900	405,600
102	294,500	324,700	359,000	377,400	406,000
103	295,000	325,300	359,400	377,900	406,400
104	295,400	325,800	359,700	378,400	406,800
105	295,800	326,200	360,100	379,000	407,200
106	296,300	326,700	360,600	379,400	407,600
107	296,800	327,200	361,100	379,900	408,000
108	297,100	327,700	361,600	380,400	408,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000	408,800
110	297,600	328,500	362,600	381,500	
111	297,800	328,800	363,100	382,000	
112	298,100	329,100	363,500	382,500	
113	298,400	329,400	363,900	383,000	
114	298,600	329,800	364,300	383,500	
115	298,900	330,100	364,800	384,000	
116	299,100	330,400	365,300	384,500	

117	299,400	330,600	365,700	385,000
118	299,700	330,900	366,200	385,500
119	300,000	331,200	366,700	386,000
120	300,300	331,400	367,200	386,500
121	300,600	331,600	367,500	387,000
122	301,000	331,900	368,000	387,500
123	301,300	332,200	368,500	388,000
124	301,600	332,500	369,000	388,500
125	301,800	332,700	369,400	389,000
126	302,000	333,000	369,900	389,500
127	302,300	333,400	370,400	390,000
128	302,700	333,600	370,900	390,500
129	302,900	333,800	371,400	391,000
130	303,200	334,000	371,900	
131	303,600	334,400	372,400	
132	304,000	334,600	372,900	
133	304,200	334,900	373,400	
134	304,500	335,300	373,900	
135	304,800	335,700	374,400	
136	305,100	336,100	374,900	
137	305,300	336,400	375,400	
138	305,600	336,800	375,900	
139	305,900	337,200	376,400	
140	306,200	337,600	376,900	
141	306,400	337,900	377,400	
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		

	147	308,200	340,100			
	148	308,600	340,500			
	149	308,800	340,800			
	150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300

別表第5 北海道札幌市の項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当の特例措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、改正前の美瑛町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第8条第3項に規定する扶養手当の月額、この条例の規定にかかわらず、改正前の給与条例第8条第2項第1号に掲げる扶養親族にあつては1人につき3,000円、同項第2号に掲げる扶養親族については1人につき11,500円（給与条例第8条第4項に掲げる特定期間にある子である場合は、同項に掲げる加算を行う前の額）とする。

(住居手当の特例措置)

- 3 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間に限り、改正前の給与条例第18条の4第2項第2号に規定する住居手当の月額は、この条例の規定にかかわらず、改正前の給与条例第18条の4第1項第2号に掲げる職員にあつては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	6,000円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	5,000円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	4,000円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	3,000円
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	2,000円

(号俸の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表第1 行政職給料表切替表

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15

28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52

65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	

102	98	94	94	
103	99	95	95	
104	100	96	96	
105	101	97	97	
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

附則別表第2 ア 医療職給料表（一）切替表

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10

23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47

60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		

97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

附則別表第2 イ 医療職給料表（二）切替表

旧号俸	新号俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9

18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47

56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84

93	89	89	85
94	90	90	86
95	91	91	87
96	92	92	88
97	93	93	89
98	94	94	90
99	95	95	91
100	96	96	92
101	97	97	93
102	98	98	94
103	99	99	95
104	100	100	96
105	101	101	97
106	102	102	98
107	103	103	99
108	104	104	100
109	105	105	101
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110	110	
115	111	111	
116	112	112	
117	113	113	
118	114	114	
119	115	115	
120	116	116	
121	117	117	
122	118	118	
123	119	119	
124	120	120	
125	121	121	
126	122	122	
127	123	123	
128	124	124	
129	125	125	

130	126		
131	127		
132	128		
133	129		
134	130		
135	131		
136	132		
137	133		
138	134		
139	135		
140	136		
141	137		

議案第10号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を加える。

第42条第4項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を第5項とし、同条第2項中「全て

を満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改め、同項を第4項とする。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に

係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年美瑛町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改め、同項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改め、同項を第 4 項とする。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

美瑛町都市公園条例の一部改正について

美瑛町都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町都市公園条例の一部を改正する条例

美瑛町都市公園条例（昭和 52 年美瑛町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 新区画公園の部を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第13号

美瑛町文化財保護条例の一部改正について

美瑛町文化財保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町文化財保護条例の一部を改正する条例

美瑛町文化財保護条例（平成元年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「美瑛町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「町長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「町長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条から第17条までの規定中「教育委員会」を「町長」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正）
- 2 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成25年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「（文化財の保護に関することを除く。）」を「（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 文化財の保護に関すること。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際改正後の第2条第3号の事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長のした処分その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第14号

美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例

美瑛町水道事業給水条例（平成10年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第36条中「令第4条第1項」を「令第5条第2項」に改める。

第37条中「令第6条第1項」を「令第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

美瑛町立病院使用料及び手数料条例（昭和41年美瑛町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表14給食料の部1食につきの項中「400」を「500」に改め、同表19病衣貸与料の部1日につきの項中「50」を「100」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例の廃止について

美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例を廃止する条例

美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例（昭和55年美瑛町条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、既にこの条例の規定による廃止前の美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による補助金の交付を受けている者については、旧条例第13条、第14条及び第15条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第17号

美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の廃止について

美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例を廃止する条例

美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例（平成17年美瑛町条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

専決処分について

令和6年度美瑛町の一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和7年1月31日

令和6年度 美瑛町一般会計補正予算（第9号）について

令和6年度美瑛町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,580,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月31日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,020,000	4,000	5,024,000
	1 地方交付税	5,020,000	4,000	5,024,000
歳 入 合 計		12,576,000	4,000	12,580,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		1,202,929	4,000	1,206,929
	2 文化スポーツ振興費	210,835	4,000	214,835
歳 出 合 計		12,576,000	4,000	12,580,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	5,020,000	4,000	5,024,000
	1	地方交付税	5,020,000	4,000	5,024,000
		1 地方交付税	5,020,000	4,000	5,024,000

節		説 明
区 分	金 額	
1	地方交付税	4,000
		1 普通交付税

(一般会計)

(歳 出)

7	2	4	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			商 工 費	1,202,929	4,000	1,206,929		4,000
			文化スポーツ振興費	210,835	4,000	214,835		4,000
			郷土学館費	15,580	4,000	19,580		4,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	4,000	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)十勝岳ジオパーク推進事業 18 補助金(補)
			4,000 4,000 (4,000)

議案第19号

令和6年度 美瑛町一般会計補正予算（第10号）について

令和6年度美瑛町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,600千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,747,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町 税		1,112,486	△1,600	1,110,886
	1 町 民 税	429,920	△650	429,270
	3 軽自動車税	36,282	750	37,032
	4 たばこ税	76,880	△1,700	75,180
10 地方交付税		5,024,000	77,668	5,101,668
	1 地方交付税	5,024,000	77,668	5,101,668
12 分担金及び負担金		6,853	△743	6,110
	1 負 担 金	6,853	△743	6,110
14 国庫支出金		1,286,856	11,093	1,297,949
	1 国庫負担金	433,960	3,722	437,682
	2 国庫補助金	830,279	7,121	837,400
	3 国庫委託金	22,617	250	22,867
15 道支出金		992,853	△41,881	950,972
	1 道負担金	457,613	△163,663	293,950
	2 道補助金	517,117	121,782	638,899
16 財産収入		67,719	△1,302	66,417
	1 財産運用収入	48,788	734	49,522
	2 財産売払収入	18,931	△2,036	16,895
17 寄 附 金		164,736	255,387	420,123
	1 寄 附 金	164,736	255,387	420,123
18 繰 入 金		991,500	△100,849	890,651
	2 基金繰入金	986,067	△100,849	885,218
19 繰 越 金		279,190	50	279,240
	1 繰 越 金	279,190	50	279,240
20 諸 収 入		469,719	△1,275	468,444
	5 雑 入	342,411	△1,275	341,136
21 町 債		1,346,142	△28,948	1,317,194
	1 町 債	1,346,142	△28,948	1,317,194
歳 入 合 計		12,580,000	167,600	12,747,600

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		63,784	△726	63,058
	1 議会費	63,784	△726	63,058
2 総務費		2,167,726	△29,138	2,138,588
	1 総務管理費	2,116,301	△25,996	2,090,305
	2 徴税費	18,769	△278	18,491
	3 戸籍住民登録費	17,319	△909	16,410
	4 選挙費	11,494	△1,955	9,539
3 民生費		1,541,634	△46,867	1,494,767
	1 社会福祉費	1,007,181	△50,180	957,001
	2 児童福祉費	534,453	3,313	537,766
4 衛生費		1,468,984	△50,061	1,418,923
	1 保健衛生費	1,144,286	△48,593	1,095,693
	2 清掃費	324,698	△1,468	323,230
6 農林水産業費		840,092	104,039	944,131
	1 農業費	454,191	118,551	572,742
	2 耕地費	291,409	△932	290,477
	3 林業費	94,492	△13,580	80,912
7 商工費		1,206,929	△25,335	1,181,594
	1 商工費	992,094	△20,096	971,998
	2 文化スポーツ振興費	214,835	△5,239	209,596
8 土木費		1,736,533	△136,734	1,599,799
	1 土木管理費	31,822	△298	31,524
	2 道路橋梁費	1,386,750	△136,605	1,250,145
	4 都市計画費	128,223	169	128,392
9 消防費		356,323	△20,667	335,656
	1 消防費	356,323	△20,667	335,656
10 教育費		524,549	△6,827	517,722
	1 教育総務費	284,299	△8,976	275,323
	2 小学校費	127,275	△518	126,757
	3 中学校費	74,392	3,927	78,319
	4 社会教育費	38,583	△1,260	37,323
11 公債費		1,642,228	△1,030	1,641,198
	1 公債費	1,642,228	△1,030	1,641,198
12 諸支出金		1,009,228	380,946	1,390,174
	1 普通財産取得費	259,172	316,482	575,654
	2 公営企業費	750,056	64,464	814,520
歳 出	合 計	12,580,000	167,600	12,747,600

第 2 表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋梁費	朗根内上俵真布線道路改良舗装事業	68,000
		旭美瑛線道路改良舗装事業	165,000
合 計			233,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
まちづくり寄附管理事業（美瑛町ふるさと納税事務代行及び広告宣伝業務）	令和 7 年度	事業費 19,800千円

第 4 表 地方債補正
(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業 丸山通り線道路長寿命化事業(23,700 (23,700)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	23,600 (23,600)	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
脱炭素化事業債 車両管理事業(12,200 (3,500)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	8,700 (0)	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
緊急自然災害防止対策事業 藤野川向線道路改修事業(9,000 (9,000)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	8,800 (8,800)	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業 東部地区コミュニティ施設（仮称）整備事業（ 33,300） 朗根内上俵真布線道路整備事業（ 15,600） 美園村山線道路整備事業（ 110,600） 美沢18線道路整備事業（ 37,200） 新星線道路整備事業（ 88,300）	339,400	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	331,100	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
過疎対策事業 地域密着型介護老人福祉施設大規模修繕事業（ 7,600） 障がい者グループホーム施設整備事業（ 44,900） 火葬場建設事業（ 329,700） 天人峡地区公園整備事業（ 129,000） 赤羽下宇莫別線道路整備事業（ 47,400） 医療設備整備事業 22,000 町民スキー場改修事業 9,600 （ソフト分）街路灯LED化事業 20,500	782,300	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	764,800	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
臨時財政対策債	11,042	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	11,694	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合計	1,346,142				1,317,194			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		町 税	1,112,486	△1,600	1,110,886
	1	町 民 税	429,920	△650	429,270
	2	法 人	66,058	△650	65,408
	3	軽自動車税	36,282	750	37,032
	1	環境性能割	1,254	850	2,104
	2	種 別 割	35,028	△100	34,928
	4	たばこ税	76,880	△1,700	75,180
	1	たばこ税	76,880	△1,700	75,180
10		地方交付税	5,024,000	77,668	5,101,668
	1	地方交付税	5,024,000	77,668	5,101,668
	1	地方交付税	5,024,000	77,668	5,101,668
12		分担金及び負担金	6,853	△743	6,110
	1	負 担 金	6,853	△743	6,110
	2	農林水産業費負担金	6,846	△743	6,103
14		国庫支出金	1,286,856	11,093	1,297,949
	1	国庫負担金	433,960	3,722	437,682
	1	民生費負担金	417,558	4,331	421,889
	2	衛生費負担金	16,402	△609	15,793
	2	国庫補助金	830,279	7,121	837,400
	1	総務費補助金	338,845	△48,702	290,143
	3	衛生費補助金	17,307	△9,789	7,518
	5	商工費補助金	9,700	66,300	76,000
	6	土木費補助金	413,318	△688	412,630

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	△650	1 現年課税分
1 現年課税分	850	1 現年課税分
1 現年課税分	△100	1 現年課税分
1 現年課税分	△1,700	1 現年課税分
1 地方交付税	77,668	1 普通交付税
1 耕地費負担金	△743	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区
1 社会福祉費負担金	△1,000	1 障害者医療費負担金
2 児童福祉費負担金	5,331	1 児童手当負担金 △419 2 子どものための教育・保育給付費負担金 5,785 3 子育てのための施設等利用給付交付金 △35
1 保健衛生費負担金	△609	1 国民健康保険基盤安定負担金
1 総務管理費補助金	△48,702	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,795 2 デジタル田園都市国家構想推進交付金 △417 3 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △2,100 4 物価高騰対応重点支援地方創生交付金 △47,980
1 保健衛生費補助金	△9,789	1 合併処理浄化槽設置費交付金 △576 2 疾病予防対策事業費等補助金 △9,213
1 商工費補助金	76,000	1 観光受入環境整備事業補助金
2 文化スポーツ振興費補助金	△9,700	1 文化芸術創造拠点形成事業
1 土木管理費補助金	△688	1 住宅リフォーム等助成事業交付金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫委託金	22,617	250	22,867
	1 総務費委託金	16,241	250	16,491
15	道支出金	992,853	△41,881	950,972
	1 道負担金	457,613	△163,663	293,950
	1 民生費負担金	193,828	△1,306	192,522
	2 衛生費負担金	93,285	△2,857	90,428
	3 土木費負担金	170,500	△159,500	11,000
	2 道補助金	517,117	121,782	638,899
	1 総務費補助金	5,495	△750	4,745
	4 農林水産業費補助金	466,051	122,484	588,535
	5 商工費補助金	5,073	501	5,574
	6 土木費補助金	500	247	747
7 教育費補助金	5,588	△700	4,888	

(一般会計)

節		金 額	説 明
区 分	金 額		
2 選挙費委託金	250	1 衆議院議員選挙委託金	
1 社会福祉費負担金	△500	1 障害者医療費負担金	
2 児童福祉費負担金	△806	1 児童手当負担金	△4,003
		2 子どものための教育・保育給付費負担金	3,214
		3 子育てのための施設等利用給付交付金	△17
1 保健衛生費負担金	△2,857	1 国民健康保険基盤安定負担金	1,265
		2 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△4,122
2 都市計画費負担金	△159,500	1 新区画向上通学線藤野橋梁架替事業	
1 総務管理費補助金	△750	1 地域づくり総合交付金	900
		2 UIJターン新規就業支援事業移住支援交付金	△1,800
		3 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金	150
1 農業費補助金	120,400	1 中山間地域等直接支払制度交付金	△1,644
		2 担い手確保・経営強化支援事業	122,044
2 耕地費補助金	1,602	1 基幹水利施設管理事業補助金 しろがね地区	
3 林業費補助金	482	1 森林環境保全整備事業補助金	2,249
		2 豊かな森づくり推進事業補助金	△1,767
1 商工費補助金	501	1 北海道消費者行政強化事業補助金	
1 土木管理費補助金	247	1 住宅リフォーム等助成事業補助金	
1 教育総務費補助金	△700	1 北海道スクールソーシャルワーカー活用事業補助金	

- 111 -

- 110 -

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		財産収入	67,719	△1,302	66,417
	1	財産運用収入	48,788	734	49,522
		2 利子及び配当金	1,333	734	2,067
	2	財産売払収入	18,931	△2,036	16,895
		1 不動産売払収入	18,907	△2,036	16,871
17		寄 附 金	164,736	255,387	420,123
	1	寄 附 金	164,736	255,387	420,123
		1 寄 附 金	164,736	255,387	420,123
18		繰 入 金	991,500	△100,849	890,651
	2	基金繰入金	986,067	△100,849	885,218
		1 基金繰入金	986,067	△100,849	885,218
19		繰 越 金	279,190	50	279,240
	1	繰 越 金	279,190	50	279,240
		1 繰 越 金	279,190	50	279,240
20		諸 収 入	469,719	△1,275	468,444
	5	雑 入	342,411	△1,275	341,136
		4 雑 入	342,408	△1,275	341,133

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 利子及び配当金	734	1 公共施設等整備基金運用利子	△49
		2 財政調整基金運用利子	24
		3 減債基金運用利子	387
		4 福祉基金運用利子	1
		5 農業振興基金運用利子	2
		6 丘のまちびえいまちづくり基金運用利子	6
		7 人づくり育成基金運用利子	297
		8 森林環境譲与税基金運用利子	1
		9 土地開発基金運用利子	65
2 その他不動産売払収入	△2,036	1 町有地岩石売払収入	
1 寄 附 金	255,387	1 寄附金	7,300
		2 まちづくり寄附金	225,414
		3 企業版ふるさと納税寄附金	12,300
		4 ガバメントクラウドファンディング寄附金	10,373
1 各基金繰入金	△100,849	1 公共施設等整備基金繰入金	△36,958
		2 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	△8,194
		3 人づくり育成基金繰入金	△1,200
		4 民有林環境保全基金繰入金	△900
		5 森林環境譲与税基金繰入金	△3,597
		6 観光振興基金繰入金	△50,000
1 繰 越 金	50	1 前年度繰越金	
2 雑 入	△1,275	1 いきいきふるさと推進事業助成金	△1,400
		2 地域づくりセミナー開催支援金	△50
		3 日本スポーツ振興センター補償金	100
		4 その他雑入	75

- 113 -

- 112 -

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
21				
	町 債	1,346,142	△28,948	1,317,194
1	町 債	1,346,142	△28,948	1,317,194
	1 総務債	125,200	△6,000	119,200
	2 民生債	60,700	△1,500	59,200
	3 衛生債	364,800	△8,800	356,000
	5 商工債	170,800	△3,700	167,100
	6 土木債	566,600	△8,700	557,900
	7 病院事業債	22,000	△900	21,100
	8 臨時財政対策債	11,042	652	11,694

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	△6,000	1 総務管理債 △6,000 (1) 辺地対策 東部地区コミュニティ施設(仮称)整備事業債 (△2,500) (2) 脱炭素推進 車両管理事業債 (△3,500)
1 社会福祉債	△1,500	1 社会福祉債 △1,500 (1) 過疎対策 障がい者グループホーム施設整備事業債 (△1,200) (2) 過疎対策 地域密着型介護老人福祉施設大規模修繕事業 (△300)
2 環境衛生債	△8,800	1 環境衛生債 (1) 過疎対策 火葬場建設事業債
1 商工債	△3,400	1 商工債 (1) 過疎対策 天人峡地区公園整備事業債
2 文化スポーツ振興債	△300	1 文化スポーツ振興債 (1) 過疎対策 町民スキー場改修事業債
1 道路橋梁債	△8,700	1 道路橋梁債 △8,700 (1) 辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債 (200) (2) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債 (△2,600) (3) 過疎対策 赤羽下宇莫別線道路整備事業債 (△2,300) (4) 過疎対策(ソフト分) 街路灯LED化事業債 (△300) (5) 辺地対策 美沢18線道路整備事業債 (△1,900) (6) 辺地対策 新星線道路整備事業債 (△1,500) (7) 公適債 丸山通り線道路長寿命化事業債 (△100) (8) 緊急自然災害 藤野川向線道路改修事業債 (△200)
1 病院事業債	△900	1 病院事業債 (1) 過疎対策 医療設備整備事業債
1 臨時財政対策債	652	1 臨時財政対策債

- 115 -

- 114 -

(歳出)

(単位：千円)

1	1	議会費	63,784	△726	63,058	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		議会費	63,784	△726	63,058		△726
	1	議会費	63,784	△726	63,058		△726
	1	議会費	63,784	△726	63,058		△726
2		総務費	2,167,726	△29,138	2,138,588	△29,297	159
	1	総務管理費	2,116,301	△25,996	2,090,305	△28,723	2,727
	1	職員給与費	1,161,574	0	1,161,574	道支出金 150 地方債 △19,100	18,950
	2	一般管理費	65,593	△2,381	63,212		△2,381
	4	車両管理費	14,638	△1,200	13,438	地方債 △3,400	2,200

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
7	報償費	1 希望にみちた活気あるまち (1)議会運営事業	△726 △350
8	旅費	8 議員旅費	(△350)
10	需用費	(2)議会報発行事業 10 印刷製本費(物) (3)地域課題共有事業 7 謝礼(補)	△251 (△251) △125 (△125)
10	需用費	1 希望にみちた活気あるまち (1)住民自治活動保険料	26 △69
11	役務費	11 保険料(補)	(△69)
12	委託料	(2)行政区会館運営費補助事業 18 補助金(補)	95 (95)
13	使用料及び賃借料	2 行財政が健全で持続可能なまち (1)会計管理事業	△2,407 △150
18	負担金補助及び交付金	11 手数料(物) (2)一般管理事業 10 消耗品費(物) 12 医療・衛生委託(物) 13 賃借料(物) 18 負担金(補)	(△150) △2,257 (△1,000) (△487) (△500) (△270)
10	需用費	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)車両管理事業	△1,200 △1,200
11	役務費	10 燃料費(物) 11 保険料(補)	(△400) (△500)
26	公課費	26 公課費	(△300)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 財産管理費	95,458	△2,206	93,252		△2,206
6 情報管理費	69,328	203	69,531	国庫支出金 2,619	△2,416
7 地域振興費	157,287	△9,396	147,891	国庫支出金 △2,100 道支出金 1,050 地方債 △2,500 繰入金 △1,400 諸収入 △1,450	△2,996

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	△1,530	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)財産維持管理事業	△2,206 △199
11 役務費	△400	12 保守・管理委託(物)	(△91)
12 委託料	△199	12 保守・管理委託(維)	(△108)
13 使用料及び 賃借料	△77	(2)庁舎維持管理事業 10 燃料費(物)	△2,007 (△750)
		10 光熱水費(物)	(△780)
		11 通信運搬費(物)	(△400)
		13 賃借料(物)	(△77)
10 需用費	418	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)情報管理事業	203 203
12 委託料	△127	10 消耗品費(物)	(418)
17 備品購入費	△88	12 保守・管理委託(物)	(△127)
		17 事務用備品等購入費	(△88)
4 共 済 費	22	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち	△940
7 報 償 費	△120	(1)日本で最も美しい村推進事業 8 職員旅費	△220 (△170)
8 旅 費	△1,850	10 消耗品費(物)	(△50)
10 需用費	△50	(2)地域脱炭素推進事業 7 謝礼(補)	(△720) (△120)
12 委託料	△3,458	18 補助金(事)	(△600)
14 工事請負費	△946	2 希望にみちた活気あるまち (1)東部地区コミュニティ施設(仮称)整備事業	△5,932 △2,519
18 負担金補助 及び交付金	△2,994	12 建築・土木委託(事)	(△1,573)
		14 工事請負費	(△946)
		(2)デジタル・トランスフォーメーション推進事業	△2,901
		12 保守・管理委託(物)	(△574)
		12 業務委託(事)	(△467)
		18 負担金(事)	(△1,860)
		(3)関係人口創出事業	△534
		18 補助金(補)	(△534)
		(4)地域プロジェクトマネージャー管理事業	22
		4 共済費	(22)

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8	90,967	△6,550	84,417		△6,550
地域おこし 協力隊事業 費					
9	54,679	△2,934	51,745	道支出金 △1,800 繰入金 △792	△342
移住対策費					

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
			節
		3 行財政が健全で持続可能なまち (1)地域振興管理事業 8 職員旅費 12 業務委託(事)	△2,524 △2,524 (△1,680) (△844)
1 報 酬	△3,790	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)ジオパーク活動推進事業	△195 △195
3 職員手当等	△307	1 会計年度任用職員報酬 18 補助金(補)	(△145) (△50)
4 共 済 費	△486		
8 旅 費	△423	2 行財政が健全で持続可能なまち (1)行政事務効率化推進事業	△6,355 △4,116
10 需 用 費	△50	1 会計年度任用職員報酬	(△2,729)
11 役 務 費	△1,000	3 会計年度任用職員手当 4 会計年度任用職員共済費 8 職員旅費	(△307) (△486) (△100)
12 委 託 料	△24	10 消耗品費(物) 12 医療・衛生委託(物) 13 使用料(物)	(△50) (△24) (△33)
13 使用料及び 賃借料	△33	17 備品購入費(物) 18 補助金(補)	(△217) (△170)
17 備品購入費	△217	(2)地域おこし協力隊管理事業 1 会計年度任用職員報酬 8 職員旅費	△2,239 (△916) (△323)
18 負担金補助 及び交付金	△220	11 広告料(物)	(△1,000)
1 報 酬	155	1 希望にみちた活気あるまち (1)移住対策事業	△2,934 69
10 需 用 費	△450	1 会計年度任用職員報酬 18 諸団体及び諸会議負担金	(155) (△86)
11 役 務 費	△100	(2)セカンドホームツーリズム事業 10 燃料費(物)	△450 (△300)
18 負担金補助 及び交付金	△2,539	10 光熱水費(物) (3)奨学金返還支援事業 18 交付金(事)	(△150) △53 (△53)
		(4)UIJターン新規就業支援事業 18 交付金(補)	△2,400 (△2,400)
		(5)テレワーク推進事業 11 手数料(物)	△100 (△100)

- 121 -

- 120 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 交通安全対策費	5,528	△1,163	4,365		△1,163
12 災害対策費	91,864	△536	91,328		△536
14 諸 費	289,999	167	290,166		167
2 徴 税 費	18,769	△278	18,491		△278
2 賦課徴収費	11,277	△278	10,999		△278
3 戸籍住民登録費	17,319	△909	16,410	△824	△85
1 戸籍住民登録費	17,319	△909	16,410	国庫支出金 △824	△85

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
7 報 償 費	△540	1 安全で安心してらせるまち (1)交通安全啓発事業	△1,163 △540
10 需 用 費	△623	7 報償(人) (2)自転車ヘルメット着用促進事業 10 消耗品費(物)	(△540) △623 (△623)
18 負担金補助及び交付金	△536	1 安全で安心してらせるまち (1)自主防災組織推進事業 18 負担金(補) 18 補助金(補)	△536 △536 (△64) (△472)
22 償還金利子及び割引料	167	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)過年度歳入過誤納還付金 22 償還金利子及び割引料(補)	167 167 (167)
10 需 用 費	△190	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)賦課徴収管理事業	△278 △190
12 委 託 料	△88	10 印刷製本費(物) (2)基幹税務システム改修事業 12 業務委託(物)	(△190) △88 (△88)
3 職員手当等	△137	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)戸籍管理事業	△909 △702
4 共 済 費	△70	10 印刷製本費(物) 12 保守・管理委託(物)	(△69) (△16)
10 需 用 費	△69	12 業務委託(物)	(△617)
12 委 託 料	△633	(2)住民基本台帳ネットワークシステム管理事業 3 会計年度任用職員手当 4 会計年度任用職員共済費	△207 (△137) (△70)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
4	選挙費	11,494	△1,955	9,539	250	△2,205
2	衆議院議員選挙費	9,900	△1,955	7,945	国庫支出金 250	△2,205
3	民生費	1,541,634	△46,867	1,494,767	△44,955	△1,912
1	社会福祉費	1,007,181	△50,180	957,001	△49,480	△700
1	社会福祉総務費	261,605	△49,980	211,625	国庫支出金 △47,980	△2,000
2	高齢者福祉費	66,623	800	67,423		800

(一般会計)

節	区 分	金 額	説 明	
1	報酬	△148	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 衆議院議員選挙事業	△1,955 △1,955
3	職員手当等	△1,480	1 会計年度任用職員報酬 3 事務従事者超勤等手当	(△148) (△1,480)
10	需用費	△107	10 消耗品費(物)	(△107)
11	役務費	△220	11 通信運搬費(物)	(△220)
1	報酬	△1,500	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 社会福祉管理事業	△49,980 △2,000
3	職員手当等	△500	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(△1,500) (△500)
10	需用費	△60	(2) 臨時特別給付金事業(調整給付金)	△12,950
11	役務費	△1,020	11 通信運搬費(物) 11 手数料(物)	(△410) (△340)
18	負担金補助及び交付金	△46,900	18 交付金(扶)	(△12,200)
			(3) 臨時特別給付金事業(低所得世帯分)	△32,230
			10 消耗品費(物)	(△60)
			11 通信運搬費(物)	(△110)
			11 手数料(物)	(△160)
			18 交付金(扶)	(△31,900)
			(4) 臨時特別給付金事業(子育て加算分)	△2,800
			18 交付金(扶)	(△2,800)
7	報償費	△100	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 老人福祉管理事業	800 △100
12	委託料	300	7 報償(物)	(△100)
18	負担金補助及び交付金	600	(2) 介護サービス利用料軽減助成事業 18 助成金(扶)	600 (600)
			(3) 移送サービス事業	300
			12 業務委託(扶)	(300)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 障害者福祉費	609,636	△2,100	607,536	国庫支出金 △1,000 道支出金 △500	△600
7 地域支援事業費	43,509	1,100	44,609		1,100
2 児童福祉費	534,453	3,313	537,766	4,525	△1,212
1 児童福祉総務費	302,945	4,141	307,086	国庫支出金 5,331 道支出金 △806	△384
2 保育所費	195,860	387	196,247		387
5 児童館費	10,057	△1,215	8,842		△1,215

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	△100	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 更生医療給付事業	△2,100 △2,000
19 扶 助 費	△2,000	19 扶助費 (2) 障害者等療育施設訓練所交通費助成事業 18 助成金 (扶)	(△2,000) 100 (100)
		(3) 障害者福祉管理事業 18 助成金 (補)	△200 (△200)
12 委 託 料	1,100	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 12 業務委託 (物) 12 業務委託 (扶)	1,100 1,100 (△600) (1,700)
7 報 償 費	△202	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 丘のまちびえいすくすくサポート事業	4,141 △202
12 委 託 料	△100	7 報償 (物)	(△202)
18 負担金補助及び交付金	12,753	(2) 児童手当支給事業 19 扶助費 (3) 一時預かり利用者負担軽減助成事業 18 助成金 (扶)	△8,310 (△8,310) △94 (△94)
19 扶 助 費	△8,310	(4) 養育支援訪問事業 12 業務委託 (物) (5) 施設型給付費事業 18 負担金 (補)	△100 (△100) 12,857 (12,857)
		(6) 施設等利用給付費事業 18 負担金 (補)	△70 (△70)
		(7) 幼児教育・保育副食費補助事業 18 負担金 (扶)	60 (60)
10 需 用 費	488	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) どんぐり保育園管理運営事業	387 387
12 委 託 料	△101	10 燃料費 (物) 10 光熱水費 (物) 12 保守・管理委託 (物)	(342) (146) (△101)
12 委 託 料	△1,215	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 児童館管理運営事業 12 業務委託 (物)	△1,215 △1,215 (△1,215)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,468,984	△50,061	1,418,923	△14,005	△36,056
	1	保健衛生費	1,144,286	△48,593	1,095,693	△13,455	△35,138
		1 保健衛生総務費	631,296	△30,913	600,383	国庫支出金 △609 道支出金 △2,857	△27,447
		2 保健指導費	15,733	280	16,013		280
		3 予防費	69,761	△15,216	54,545	国庫支出金 △9,213	△6,003
		4 保健センター費	8,813	570	9,383		570

(一般会計)

節		説明		
区分	金額			
18	負担金補助及び交付金	△30,913	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)大雪地区広域連合負担金 18 負担金(補)	△30,913 △30,913 (△30,913)
8	旅費	△50	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)乳幼児保健指導事業	280 △80
12	委託料	△140	12 医療・衛生委託(物) (2)妊婦健診事業	(△80) 560
18	負担金補助及び交付金	470	18 補助金(補) 18 助成金(補) (3)先天性股関節脱臼検診事業 12 医療・衛生委託(物) (4)産後母子ケア費用助成事業 18 助成金(補) (5)保健指導管理事業 8 職員旅費	(760) (△200) △60 (△60) △90 (△90) △50 (△50)
10	需用費	△256	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)予防接種事業	△15,216 △13,700
12	委託料	△14,960	10 印刷製本費(物) 12 医療・衛生委託(物) (2)緊急風しん予防対策事業 12 医療・衛生委託(物) (3)健診事業 12 医療・衛生委託(物) (4)後期高齢者健診事業 12 医療・衛生委託(物) (5)がん検診推進事業 10 印刷製本費(物)	(△200) (△13,500) △310 (△310) △1,000 (△1,000) △150 (△150) △56 (△56)
10	需用費	570	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)保健センター管理運営事業 10 燃料費(物) 10 光熱水費(物)	570 570 (230) (340)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
6	環境衛生費	355,013	△3,314	351,699	国庫支出金 △576 地方債 △200	△2,538
2	清 掃 費	324,698	△1,468	323,230	△550	△918
1	清掃総務費	107,744	△550	107,194		△550
2	塵芥処理費	75,081	△580	74,501		△580
3	し尿処理費	141,873	△338	141,535	繰入金 △550	212
6	農林水産業費	840,092	104,039	944,131	111,286	△7,247
1	農 業 費	454,191	118,551	572,742	119,850	△1,299
1	農業委員会費	14,414	△150	14,264	道支出金 △150	

(一般会計)

節		説 明		
区 分	金 額			
18	負担金補助及び交付金	△3,314	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 合併処理浄化槽設置整備事業 18 補助金 (事) (△1,454) (2) 大雪葬斎組合負担金 18 負担金 (補) (△1,642) 18 負担金 (事) (△218)	△3,314
18	負担金補助及び交付金	△550	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) ごみ減量化事業 18 補助金 (補) (△500) (2) ゴミステーション施設整備補助事業 18 補助金 (補) (△50)	△550
12	委 託 料	△580	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 一般廃棄物収集事業 12 業務委託 (物) (△580)	△580
10	需 用 費	△97	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) し尿処理事業 12 業務委託 (物) (309) (2) 浄化センター施設解体事業 10 光熱水費 (物) (△97) 12 業務委託 (物) (△550)	△338
12	委 託 料	△241		
8	旅 費	△100	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 農業委員会運営事業 8 委員等旅費 (△100)	△150
18	負担金補助及び交付金	△50	18 諸団体及び諸会議負担金 (△50)	△50

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 農業振興費	388,063	118,701	506,764	道支出金 120,400 繰入金 △400	△1,299
2 耕地費	291,409	△932	290,477	859	△1,791
1 耕地整備費	258,593	△285	258,308		△285
3 基幹水利施設管理費	32,536	△647	31,889	道支出金 1,602 負担金 △743	△1,506
3 林業費	94,492	△13,580	80,912	△9,423	△4,157
1 林業費	57,939	△5,088	52,851	道支出金 △1,767 繰入金 △3,105	△216

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	118,701	1 地域資源をいかした産業のまち	118,701
		(1) 中山間地域等直接支払制度交付金事業	△2,192
		18 交付金(事)	(△2,192)
		(2) 農業振興関係資金利子補給補助事業	△169
		18 補助金(補)	(△169)
		(3) 担い手確保・経営強化支援事業	122,044
		18 補助金(事)	(122,044)
		(4) 女性農業者応援事業	△125
		18 補助金(補)	(△125)
		(5) 農福連携事業	△857
		18 補助金(補)	(△857)
18 負担金補助及び交付金	△285	1 地域資源をいかした産業のまち	△285
		(1) 土地改良区補助事業	△125
		18 補助金(事)	(△125)
		(2) 農業農村整備関係負担金	△160
		18 負担金(事)	(△160)
4 共 済 費	△95	1 地域資源をいかした産業のまち	△647
		(1) 基幹水利施設管理運営事業	△647
11 役 務 費	△181	4 共済費(事)	(△95)
		11 通信運搬費(事)	(△130)
12 委 託 料	△371	11 保険料(事)	(△51)
		12 調査研究委託(事)	(△214)
		12 整備・事業委託(事)	(△157)
18 負担金補助及び交付金	△5,088	1 地域資源をいかした産業のまち	△5,088
		(1) 林業担い手対策補助事業	△200
		18 補助金(補)	(△200)
		(2) 私有林等整備補助事業	△1,755
		18 補助金(補)	(△1,755)
		(3) 豊かな森づくり推進補助事業	△2,883
		18 補助金(事)	(△2,883)
		(4) 林業担い手確保育成支援事業	△250
		18 補助金(補)	(△250)

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	町有林管理費	36,553	△8,492	28,061	道支出金 2,249 寄附金 1,000 繰入金 △7,800	△3,941
7		商工費	1,206,929	△25,335	1,181,594	△25,380	45
	1	商工費	992,094	△20,096	971,998	△18,180	△1,916
	1	商工総務費	3,098	56	3,154	道支出金 501	△445
	2	商工業振興費	391,426	△771	390,655		△771
	3	観光費	528,321	△19,263	509,058	国庫支出金 75,600 使用料 △21,235 寄附金 10,373 繰入金 △83,302	△699
	4	交流促進施設費	18,642	△118	18,524	国庫支出金 △17 繰入金 △100	△1

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
1	報 酬		△2,108	1 地域資源をいかした産業のまち (1)町有林管理事業	△8,492 △2,379
3	職員手当等		△271	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(△2,108) (△271)
14	工事請負費		△6,113	(2)森林環境保全整備事業 14 整備工事(事)	△6,113 (△6,113)
1	報 酬		56	1 安全で安心してらせるまち (1)消費者行政推進事業 1 会計年度任用職員報酬	56 56 (56)
18	負担金補助及び交付金		△771	1 地域資源をいかした産業のまち (1)商工業指導育成支援事業 18 補助金(補)	△771 △771 (△771)
13	使用料及び賃借料		46	1 地域資源をいかした産業のまち (1)白金泉源事業特別会計繰出金 27 繰出金	△19,263 △592 (△592)
14	工事請負費		△17,736	(2)白金地区キャンプ場管理運営事業 14 改修工事(事)	△121 (△121)
17	備品購入費		△181	(3)観光センター管理運営事業 17 備品購入費(物)	△181 (△181)
18	負担金補助及び交付金		△800	(4)保養センター管理運営事業 13 使用料(物)	46 (46)
27	繰 出 金		△592	(5)その他観光施設等管理事業 14 維持補修工事(事) 14 改修工事(事)	△312 (△52) (△260)
				(6)青い池管理運営事業 14 建設工事費 14 改修工事(事)	△17,153 (△17,171) (18)
				(7)サイクルツーリズム推進事業 18 補助金(補)	△800 (△800)
				(8)観光地混雑状況可視化システム導入事業 14 改修工事(事)	△150 (△150)
12	委 託 料		△118	1 地域資源をいかした産業のまち (1)道の駅運営支援事業 12 業務委託(事)	△118 △118 (△118)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	文化スポーツ振興費	214,835	△5,239	209,596	△7,200	1,961
1	文化振興総務費	19,903	△4,644	15,259	国庫支出金 △9,700 寄附金 5,300	△244
2	生涯学習推進費	12,520	594	13,114	繰入金 △300	894
3	町民センター費	24,315	584	24,899		584
4	郷土学館費	19,580	△215	19,365		△215
6	保健体育総務費	4,464	△168	4,296		△168

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
7	報 償 費	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)はたちの集い事業	△4,644 △244
18	負担金補助及び交付金	7 報償(物) (2)文化芸術創造拠点推進事業 18 補助金(補)	(△244) △4,400 (△4,400)
10	需 用 費	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)各種大会派遣事業	△271 60
18	負担金補助及び交付金	18 補助金(補) (2)人づくり育成事業 18 補助金(補)	(60) △331 (△331)
		2 希望にみちた活気あるまち (1)地域人材育成研修施設管理運営事業 10 光熱水費(物)	865 865 (865)
10	需 用 費	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)町民センター管理運営事業	584 584
11	役 務 費	10 燃料費(物) 10 光熱水費(物)	(285) (485)
12	委 託 料	11 通信運搬費(物) 12 保守・管理委託(物)	(15) (△201)
8	旅 費	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)郷土学館管理運営事業	△215 △215
10	需 用 費	8 委員等旅費 10 光熱水費(物)	(△65) (△150)
7	報 償 費	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)スポーツ振興事業 7 謝礼(補)	△168 △168 (△168)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 保健体育施設費	103,544	810	104,354	地方債 △300	1,110
8 イベント推進費	29,589	△2,200	27,389	繰入金 △2,200	
8 土木費	1,736,533	△136,734	1,599,799	△163,141	26,407
1 土木管理費	31,822	△298	31,524	△441	143
1 土木総務費	31,822	△298	31,524	国庫支出金 △688 道支出金 247	143
2 道路橋梁費	1,386,750	△136,605	1,250,145	△162,700	26,095
1 道路維持修繕費	138,938	△134	138,804	地方債 △200	66

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
10 需用費	1,361	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)ふれあい運動広場管理運営事業	810 19
12 委託料	△287	10 光熱水費(物)	(19)
14 工事請負費	△264	(2)スキー場管理運営事業	112
		10 燃料費(物)	(70)
		10 光熱水費(物)	(42)
		(3)パークゴルフ場管理運営事業	△101
		12 保守・管理委託(維)	(△101)
		(4)スポーツセンター管理運営事業	1,002
		10 燃料費(物)	(469)
		10 光熱水費(物)	(719)
		12 保守・管理委託(物)	(△186)
		(5)弓道場管理運営事業	42
		10 燃料費(物)	(26)
		10 光熱水費(物)	(16)
		(6)町民スキー場改修事業	△264
		14 改修工事(事)	(△264)
18 負担金補助及び交付金	△2,200	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)美瑛センチュリーライド事業	△2,200 △2,200
		18 補助金(補)	(△2,200)
18 負担金補助及び交付金	△298	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)土木総務管理事業	△298 △100
		18 補助金(事)	(△100)
		(2)住宅リフォーム等助成事業	△198
		18 補助金(事)	(△198)
14 工事請負費	△134	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)藤野川向線道路改修事業	△134 △134
		14 整備工事(事)	(△134)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 道路新設改良費	847,990	△160,991	686,999	道支出金 △159,500 地方債 △2,700	1,209
3 橋梁維持修繕費	126,275	△7,447	118,828		△7,447
4 除雪対策費	218,985	34,241	253,226		34,241
5 交通安全施設費	54,562	△2,274	52,288	地方債 △300	△1,974
4 都市計画費	128,223	169	128,392		169
1 公園費	104,650	169	104,819		169
9 消防費	356,323	△20,667	335,656		△20,667
1 消防費	356,323	△20,667	335,656		△20,667
1 消防費	356,323	△20,667	335,656		△20,667

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
14 工事請負費	△160,991	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)美園村山線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)	△160,991 △244 (△244)
		(2)美沢18線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)	△359 (△359)
		(3)新星線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)	△888 (△888)
		(4)新区画向上通学線橋梁架替事業 14 整備工事(事)	△159,500 (△159,500)
12 委託料	△447	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)橋梁維持修繕事業	△7,447 △7,447
14 工事請負費	△7,000	12 建築・土木委託(事) 14 整備工事(事)	(△447) (△7,000)
12 委託料	34,241	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)除雪対策事業 12 整備・事業委託(維)	34,241 35,000 (35,000)
		(2)流雪溝維持管理事業 12 保守・管理委託(維)	△759 (△759)
10 需用費	△2,000	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)街路灯管理事業	△2,274 △2,000
18 負担金補助及び交付金	△274	10 光熱水費(物) (2)街路灯LED化事業 18 補助金(補)	(△2,000) △274 (△274)
10 需用費	220	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)公園維持管理事業	169 169
11 役務費	△51	10 光熱水費(物) 11 手数料(物)	(220) (△51)
18 負担金補助及び交付金	△20,667	1 安全で安心してらせるまち (1)大雪消防組合負担金 18 負担金(補)	△20,667 △20,667 (△20,667)

(単位：千円)

10	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	524,549	△6,827	517,722	△1,500	△5,327
	1	教育総務費	284,299	△8,976	275,323	△700	△8,276
	2	事務局費	96,562	△7,136	89,426	道支出金 △700	△6,436
	3	学校給食費	111,798	△1,540	110,258		△1,540
	5	通学自動車 運行費	61,690	140	61,830		140
	6	学童保育費	8,320	△440	7,880		△440

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
1 報 酬	△2,200	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)英語指導助手(ALT)管理事業	△7,136 △2,420
3 職員手当等	△1,100	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(△1,500) (△470)
4 共 済 費	△2,600	13 賃借料(物) (2)教育支援員管理事業	(△450) △630
7 報 償 費	△150	3 会計年度任用職員手当 (3)教職員研修事業	(△630) △333
8 旅 費	△583	7 謝礼(補) 8 研修旅費	(△150) (△183)
13 使用料及び 賃借料	△450	(4)教育委員会事務局管理事業 1 会計年度任用職員報酬 4 共済費	△3,700 (△700) (△2,600)
15 原材料費	△53	8 費用弁償 (5)不登校児童・生徒等支援事業 15 原材料費(物)	(△400) △53 (△53)
3 職員手当等	△1,480	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)学校給食管理運営事業	△1,540 △1,540
11 役 務 費	△60	3 会計年度任用職員手当 11 手数料(物)	(△1,480) (△60)
1 報 酬	120	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)スクールバス運行事業	140 140
4 共 済 費	20	1 会計年度任用職員報酬 4 会計年度任用職員共済費	(120) (20)
3 職員手当等	△440	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)学童保育管理運営事業 3 会計年度任用職員手当	△440 △440 (△440)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2	小学校費	127,275	△518	126,757	△518
2	教育振興費	17,021	△518	16,503	△518
3	中学校費	74,392	3,927	78,319	△800 4,727
1	学校管理費	57,091	70	57,161	70
2	教育振興費	17,301	3,857	21,158	繰入金 △900 諸収入 100 4,657

節		説 明	
区 分	金 額		
7 報 償 費	△108	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち	△518
10 需 用 費	△50	(1) 小学校情報教育推進事業	△150
13 使用料及び 賃借料	△150	13 使用料 (物)	(△150)
19 扶 助 費	△210	(2) 小学校支援教育推進事業	450
		19 特別支援教育就学奨励費	(450)
		(3) 小学生学習ルーム事業	△158
		7 謝礼 (補)	(△108)
		10 消耗品費 (物)	(△50)
		(4) 小学校要保護及び準要保護児童援助事業	△660
		19 就学困難児童援助費	(△660)
1 報 酬	70	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち	70
		(1) 中学校管理運営事業	70
		1 会計年度任用職員報酬	(70)
7 報 償 費	△410	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち	3,857
10 需 用 費	5,267	(1) 中学校情報教育推進事業	△270
13 使用料及び 賃借料	△270	13 使用料 (物)	(△270)
18 負担金補助 及び交付金	△870	(2) 中学校キャリア教育推進事業	△1,280
19 扶 助 費	40	7 謝礼 (補)	(△410)
21 補償補填及 び賠償金	100	18 補助金 (補)	(△870)
		(3) 中学校支援教育推進事業	400
		19 特別支援教育就学奨励費	(400)
		(4) 中学校指導用教科書整備事業	5,267
		10 消耗品費 (事)	(5,267)
		(5) 中学校災害共済給付事業	100
		21 補償金 (補)	(100)
		(6) 中学校要保護及び準要保護生徒援助事業	△360
		19 就学困難生徒援助費	(△360)

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4	社会教育費	38,583	△1,260	37,323	△1,260
1	社会教育総務費	530	△165	365	△165
2	公民館費	11,570	43	11,613	43
3	図書館費	26,483	△1,138	25,345	△1,138
11	公債費	1,642,228	△1,030	1,641,198	△1,030
1	公債費	1,642,228	△1,030	1,641,198	△1,030
2	利子	35,992	△1,030	34,962	△1,030
12	諸支出金	1,009,228	380,946	1,390,174	259,783
1	普通財産取得費	259,172	316,482	575,654	260,683
1	公共施設等整備基金費	12,080	55,751	67,831	財産収入 △49
2	財政調整基金費	2	24	26	財産収入 24
3	減債基金費	6	387	393	財産収入 387

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		区 分	金 額
1 報 酬	△81	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)社会教育総務管理事業	△165 △165
8 旅 費	△84	1 委員報酬 8 委員等旅費	(△81) (△84)
1 報 酬	95	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)公民館事業	43 95
18 負担金補助及び交付金	△52	1 会計年度任用職員報酬 (2)出会いふれあい祭り事業 18 補助金(補)	(95) △52 (△52)
1 報 酬	△200	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)図書館管理運営事業	△1,138 △1,138
3 職員手当等	△118	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(△200) (△118)
7 報 償 費	△120	7 報償(補)	(△120)
10 需 用 費	△700	10 光熱水費(物)	(△700)
22 償還金利子及び割引料	△1,030	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)起債償還利子	△1,030 △1,030
24 積立金	55,751	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)公共施設等整備基金の運用管理事業 24 積立金(積)	55,751 55,751 (55,751)
24 積立金	24	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)財政調整基金の運用管理事業 24 積立金(積)	24 24 (24)
24 積立金	387	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)減債基金の運用管理事業 24 積立金(積)	387 387 (387)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 農業振興基金費	1,016	2	1,018	財産収入 2	
5 福祉基金費	9,650	1	9,651	財産収入 1	
6 人づくり育成基金費	5	297	302	財産収入 297	
8 森林環境譲与税基金費	77,664	0	77,664	財産収入 1	△1
9 丘のまちびえいまちづくり基金費	158,735	238,720	397,455	財産収入 6 寄附金 238,714	
10 土地開発基金費	0	65	65	財産収入 65	
11 観光振興基金費	0	21,235	21,235	使用料 21,235	
2 公営企業費	750,056	64,464	814,520	△900	65,364
1 上水道事業補助金	21,343	△112	21,231		△112
2 上水道事業負担金	3,800	483	4,283		483

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	2	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 農業振興基金の運用管理事業 24 積立金(積)	2 2 (2)
24 積立金	1	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 福祉基金の運用管理事業 24 積立金(積)	1 1 (1)
24 積立金	297	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 人づくり育成基金の運用管理事業 24 積立金(積)	297 297 (297)
24 積立金	238,720	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	238,720 238,720 (238,720)
24 積立金	65	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 土地開発基金の運用管理事業 24 積立金(積)	65 65 (65)
24 積立金	21,235	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 観光振興基金の運用管理事業 24 積立金(積)	21,235 21,235 (21,235)
18 負担金補助及び交付金	△112	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 上水道事業補助事業 18 補助金(補)	△112 △112 (△112)
18 負担金補助及び交付金	483	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1) 上水道事業負担金 18 負担金(補)	483 483 (483)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 下水道事業補助金	188,102	△14,384	173,718		△14,384
4 下水道事業負担金	35,873	1,398	37,271		1,398
5 病院事業補助金	470,000	80,000	550,000		80,000
6 病院事業負担金	30,938	△2,921	28,017	地方債 △900	△2,021

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	△14,384	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)下水道事業補助事業 18 補助金(補)	△14,384 △14,384 (△14,384)
18 負担金補助及び交付金	1,398	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)下水道事業負担金 18 負担金(補)	1,398 1,398 (1,398)
18 負担金補助及び交付金	80,000	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)病院事業補助事業 18 補助金(補)	80,000 80,000 (80,000)
18 負担金補助及び交付金	△2,921	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)病院事業建設改良費負担金 18 負担金(補)	△2,921 △2,921 (△2,921)

- 151 -

- 150 -

議案第20号

令和6年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）
について

令和6年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ**373**千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**108,615**千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		58,972	△ 373	58,599
	1 繰入金	58,972	△ 373	58,599
歳入合計		108,988	△ 373	108,615

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設事業費		62,245	△ 373	61,872
	1 管理費	62,245	△ 373	61,872
歳出合計		108,988	△ 373	108,615

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	58,972	△ 373	58,599
	1	繰入金	58,972	△ 373	58,599
		2 基金繰入金	10,178	△ 373	9,805

節		説 明
区 分	金 額	
1	基金繰入金	△ 373
		1 基金繰入金

(老人保健施設事業特別会計)

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1					
1					
1					
	施設事業費	62,245	△ 373	61,872	△ 373
	管 理 費	62,245	△ 373	61,872	△ 373
	1 一般管理費	62,245	△ 373	61,872	△ 373

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14	工事請負費	△ 373	1 ひとに優しい支え合いのまち (2) 老人保健施設改修事業 14 改修工事 (事)
			△373 △373 (△373)

議案第 2 1 号

令和 6 年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて

令和 6 年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定め
るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 4 0 0 千円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9, 1 3 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源使用料		15,911	1,787	17,698
	1 使用料	15,911	1,787	17,698
3 繰入金		3,806	△604	3,202
	1 繰入金	3,806	△604	3,202
4 繰越金		18	8,217	8,235
	1 繰越金	18	8,217	8,235
歳 入 合 計		19,737	9,400	29,137

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		5,064	△1,475	3,589
	1 総務管理費	5,064	△1,475	3,589
2 泉源施設費		14,617	376	14,993
	1 泉源管理費	14,617	376	14,993
4 基金積立金		1	10,499	10,500
	1 基金積立金	1	10,499	10,500
歳 出 合 計		19,737	9,400	29,137

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
2		泉源使用料	15,911	1,787	17,698	
	1	使用料	15,911	1,787	17,698	
		1	使用料	15,911	1,787	17,698
3		繰入金	3,806	△604	3,202	
	1	繰入金	3,806	△604	3,202	
		1	基金繰入金	900	△12	888
		2	一般会計繰入金	2,906	△592	2,314
4		繰越金	18	8,217	8,235	
	1	繰越金	18	8,217	8,235	
		1	繰越金	18	8,217	8,235

節		区 分	金 額	説 明
		1 使用料	1,787	1 使用料
		1 基金繰入金	△12	1 基金繰入金
		1 一般会計繰入金	△592	1 一般会計繰入金
		1 繰越金	8,217	1 繰越金

(白金泉源事業特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	5,064	△1,475	3,589	△480	△995
			総務管理費	5,064	△1,475	3,589	△480	△995
		1	一般管理費	5,064	△1,475	3,589	繰入金 △480	△995
2			泉源施設費	14,617	376	14,993	△124	500
	1		泉源管理費	14,617	376	14,993	△124	500
		1	泉源管理費	14,617	376	14,993	繰入金 △124	500
4			基金積立金	1	10,499	10,500		10,499
	1		基金積立金	1	10,499	10,500		10,499
		1	泉源事業基金積立金	1	10,499	10,500		10,499

(白金泉源事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
2	給 料	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)職員給料	△1,475 △572
3	職員手当等	2 一般職給料	(△572)
4	共 済 費	(2)職員手当 3 職員手当等	△583 (△583)
		(3)職員共済費 4 共済費	△320 (△320)
10	需 用 費	1 地域資源をいかした産業のまち (1)泉源施設施設管理事業	376 376
11	役 務 費	10 消耗品費(物)	(△72)
		10 光熱水費(物)	(500)
14	工事請負費	11 手数料(物)	(△40)
		14 工事請負費	(△12)
24	積 立 金	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)白金泉源事業特別会計基金の運用管理事業 24 積立金(積)	10,499 10,499 (10,499)

議案第 2 2 号

令和 6 年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 6 年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量） （補正予定量） （ 計 ）

（4）主な建設改良事業

（イ） 配水管布設替工事

延長 1,501m 延長△111m 延長 1,390m

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業収益	305,474 千円	834 千円	306,308 千円
第 2 項 営業外収益	69,265 千円	834 千円	70,099 千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業費用	306,774 千円	△466 千円	306,308 千円
第 1 項 営業費用	304,213 千円	△466 千円	303,747 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額245,292千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額233,537千円」に、「過年度分損益勘定留保資金245,292千円」を「過年度分損益勘定留保資金233,537千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	46,119千円	△8,815千円	37,304千円
第1項 企業債	20,300千円	△8,100千円	12,200千円
第3項 負担金	4,950千円	△715千円	4,235千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	291,411千円	△20,570千円	270,841千円
第1項 建設改良費	251,145千円	△20,400千円	230,745千円
第2項 固定資産購入費	1,229千円	△170千円	1,059千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水道事業	20,300千円	12,200千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	16,090千円	△2,390千円	13,700千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた補助金の額「21,343千円」を
「21,231千円」に改める。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業収益				305,474	834	306,308		
	2. 営業外収益			69,265	834	70,099		
		1. 他会計負担金			11,494	△ 303	11,191	
			一般会計負担金		350	△ 303	47	額の確定による減
		3. 他会計補助金			475	△ 112	363	
			一般会計補助金		475	△ 112	363	額の確定による減
		4. 長期前受金戻入				57,093	1,249	58,342
	長期前受金戻入				57,093	1,249	58,342	固定資産処分等による増

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用	1. 営業費用			306,774	△ 466	306,308	
				304,213	△ 466	303,747	
		2. 配水及び給水費		42,739	△ 400	42,339	
			委託料	400	△ 400	0	額の確定による減
		3. 総係費		50,372	△ 3,630	46,742	
			給料	7,692	△ 1,400	6,292	執行見込による減
			手当	3,982	△ 410	3,572	執行見込による減
			法定福利費	3,102	△ 580	2,522	執行見込による減
			委託料	29,315	△ 1,240	28,075	額の確定による減
		4. 減価償却費		160,320	△ 470	159,850	
			有形固定資産減価償却費	160,320	△ 470	159,850	額の確定による減
		5. 資産減耗費		407	4,034	4,441	
			固定資産除却費	407	4,034	4,441	固定資産処分等による増

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				46,119	△ 8,815	37,304	額の確定による減	
	1. 企業債			20,300	△ 8,100	12,200		
		1. 企業債			20,300	△ 8,100		12,200
			企業債		20,300	△ 8,100		12,200
	3. 負担金				4,950	△ 715		4,235
		1. 他会計負担金			3,450	785		4,235
			他会計負担金		3,450	785		4,235
		2. 工事負担金			1,500	△ 1,500		0
道負担金				1,500	△ 1,500	0	道工事内容変更に伴う減	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				291,411	△ 20,570	270,841		
	1. 建設改良費			251,145	△ 20,400	230,745		
		1. 原水及び浄水設備工事費			54,825	△ 6,400	48,425	
			委託料		52,525	△ 6,400	46,125	執行見込による減
		2. 配水及び給水設備工事費			196,320	△ 14,000	182,320	
			工事請負費		196,320	△ 14,000	182,320	執行見込による減
	2. 固定資産購入費	1. 固定資産購入費			1,229	△ 170	1,059	
有形固定資産購入費				1,229	△ 170	1,059	額の確定による減	

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額233,537千円は、過年度分損益勘定留保資金233,537千円で補てんするものとする。)

議案第 23 号

令和 6 年度 美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業収益	453,084 千円	△17,740 千円	435,344 千円
第 1 項 営業収益	127,603 千円	1,398 千円	129,001 千円
第 2 項 営業外収益	325,478 千円	△19,138 千円	306,340 千円
（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業費用	453,100 千円	△17,756 千円	435,344 千円
第 1 項 営業費用	438,208 千円	△16,256 千円	421,952 千円
第 2 項 営業外費用	14,384 千円	△1,500 千円	12,884 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,872 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,654 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 85,908 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 85,690 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的支出	112,269 千円	△218 千円	112,051 千円
第 1 項 建設改良費	9,929 千円	△218 千円	9,711 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	21,202 千円	△5,552 千円	15,650 千円

(他会計からの補助金の補正)

第 5 条 予算第 9 条に定めた補助金の額「188,102 千円」を「173,718 千円」に改める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 下水道事業収益				453,084	△ 17,740	435,344		
	1. 営業収益			127,603	1,398	129,001		
		2. 雨水処理負担金			35,873	1,398	37,271	
	雨水処理負担金				35,873	1,398	37,271	額の確定による増
	2. 営業外収益				325,478	△ 19,138	306,340	
		2. 他会計補助金			182,816	△ 14,384	168,432	
			一般会計補助金			182,816	△ 14,384	168,432
		3. 国庫補助金			17,300	△ 4,320	12,980	
			国庫補助金			17,300	△ 4,320	12,980
		4. 長期前受金戻入				125,357	△ 434	124,923
長期前受金戻入				125,357	△ 434	124,923	固定資産処分等による減	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 下水道事業費用				453,100	△ 17,756	435,344	
	1. 営業費用			438,208	△ 16,256	421,952	
		1. 管渠費		6,125	△ 222	5,903	
			委託料	3,000	△ 222	2,778	執行見込による減
		2. 処理場費		77,396	△ 159	77,237	
			委託料	54,255	△ 159	54,096	執行見込による減
		3. コンポストヤード費		30,747	△ 80	30,667	
			委託料	10,549	△ 80	10,469	執行見込による減
		4. 総係費		68,229	△ 14,192	54,037	
			給料	10,094	△ 2,219	7,875	執行見込による減
			手当	4,788	△ 850	3,938	執行見込による減
			賞与引当金繰入額	1,766	△ 1,216	550	執行見込による減
			法定福利費	4,076	△ 897	3,179	執行見込による減
			法定福利費引当金繰入額	478	△ 370	108	執行見込による減
			委託料	34,600	△ 8,640	25,960	執行見込による減
		5. 減価償却費		255,081	△ 975	254,106	
			有形固定資産減価償却費	255,081	△ 975	254,106	額の確定による減
		6. 資産減耗費		630	△ 628	2	
			固定資産除却費	630	△ 628	2	固定資産処分等による減
	2. 営業外費用			14,384	△ 1,500	12,884	
		2. 消費税及び地方消費税		4,680	△ 1,500	3,180	
			消費税及び地方消費税	4,680	△ 1,500	3,180	執行見込による減

資 本 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的支出				112,269	△ 218	112,051	執行見込による減
	1. 建設改良費			9,929	△ 218	9,711	
		2. 処理場建設改良費			4,233	△ 218	
			工事請負費		4,233	△ 218	

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,654千円は、過年度分損益勘定留保資金20,964千円及び当年度分損益勘定留保資金85,690千円で補てんするものとする。)

議案第 2 4 号

令和 6 年度 美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 3 号）について

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計予算第 3 条本文後段を削り、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第 1 款 電気事業収益	66,768 千円	5,460 千円	72,228 千円
第 1 項 営業収益	30,657 千円	5,460 千円	36,117 千円
（科 目）	支 出		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第 1 款 電気事業費用	74,143 千円	△1,915 千円	72,228 千円
第 1 項 営業費用	73,033 千円	△1,985 千円	71,048 千円
第 3 項 事業外費用	1,007 千円	70 千円	1,077 千円

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

(単位：千円)

収入	款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
	1. 電気事業収益				66,768	5,460	72,228	
		1. 営業収益			30,657	5,460	36,117	
			1. 電力料		30,656	5,460	36,116	
				電気料	30,656	5,460	36,116	執行見込による増

(単位：千円)

支出	款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
	1. 電気事業費用				74,143	△ 1,915	72,228	
		1. 営業費用			73,033	△ 1,985	71,048	
			1. 水力発電費		57,066	△ 1,985	55,081	
				光熱水費	3,700	△ 700	3,000	執行見込による減
				修繕費	8,330	△ 1,285	7,045	執行見込による減
		3. 事業外費用			1,007	70	1,077	
			1. 消費税及び地方消費税		1,007	70	1,077	
				消費税及び地方消費税	1,007	70	1,077	執行見込による増

議案第25号

令和6年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）について

（総 則）

第1条 令和6年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2）患者数			
入院患者予定数	16,188 人	△ 1,967 人	14,221 人
1日平均入院患者数	44.4 人	△ 5.4 人	39.0 人
外来患者予定数	33,970 人	△ 2,381 人	31,589 人
1日平均外来患者数	139.2 人	△ 9.7 人	129.5 人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 病院事業収益	1,179,782 千円	9,388 千円	1,189,170 千円	
第1項 医業収益	649,296 千円	△ 70,362 千円	578,934 千円	
第2項 医業外収益	530,483 千円	79,750 千円	610,233 千円	
		支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 病院事業費用	1,179,348 千円	9,822 千円	1,189,170 千円	
第1項 医業費用	1,167,521 千円	9,009 千円	1,176,530 千円	

第3項 特別損失 3千円 813千円 816千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,530千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,735千円」に、「過年度分損益勘定留保資金123,530千円」を「過年度分損益勘定留保資金123,735千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	52,438千円	△3,671千円	48,767千円
第1項 医療設備整備負担金	30,938千円	△2,921千円	28,017千円
第2項 企業債	21,500千円	△900千円	20,600千円
第3項 固定資産売却費	0千円	150千円	150千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	175,968千円	△3,466千円	172,502千円
第1項 建設改良費	57,329千円	△3,466千円	53,863千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院事業	21,500千円	20,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	691,658千円	△14,903千円	676,755千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条に定めた補助金の額「470,000千円」を
「550,000千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条本文中購入限度額「70,720千円」を
「94,873千円」に改める。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 病院事業収益	1. 医業収益			1,179,782	9,388	1,189,170			
				649,296	△ 70,362	578,934			
		1. 入院収益		368,513	△ 48,257	320,256	入院患者見込延数14,221人		
			入院収益	368,513	△ 48,257	320,256			
		2. 外来収益		254,775	△ 28,851	225,924	外来患者見込延数31,589人		
			外来収益	254,775	△ 28,851	225,924			
		3. その他医業収益		26,008	6,746	32,754	新型コロナウイルスワクチン接種の収益増		
			医療相談収益	17,651	6,746	24,397			
			2. 医業外収益			530,483	79,750	610,233	
			2. 他会計補助金			470,000	80,000	550,000	経営安定化のための繰入金増
				一般会計補助金	470,000	80,000	550,000		
			3. 患者外給食収益			1,058	△ 369	689	執行見込による減
				患者外給食収益	1,058	△ 369	689		
			4. 長期前受金戻入			57,479	3	57,482	資産変動の確定に伴う増
				長期前受金戻入	57,479	3	57,482		
	5. その他医業外収益			1,511	116	1,627	執行見込による増		
		その他医業外収益	1,511	116	1,627				

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,179,348	9,822	1,189,170	
	1. 医業費用			1,167,521	9,009	1,176,530	
		1. 給与費		647,493	△ 14,903	632,590	
			職員給与	269,741	△ 3,000	266,741	育児休業、会計間異動に伴う減
			法定福利費	115,726	△ 11,903	103,823	負担金率確定による減
		2. 材料費		69,820	24,153	93,973	
			薬品費	29,000	10,434	39,434	薬品購入数の増
			診療材料費	38,500	13,719	52,219	検査材料購入数の増
		5. 減価償却費		126,798	△ 2,148	124,650	
			建物付属設備減価償却費	44,324	△ 2,178	42,146	資産変動の確定に伴う減
			工器具備品減価償却費	2,144	30	2,174	資産変動の確定に伴う増
		6. 資産減耗費		2,770	1,907	4,677	
			固定資産除却費	2,769	1,907	4,676	資産変動の確定に伴う増
	3. 特別損失			3	813	816	
		1. 固定資産売却損		1	813	814	
			固定資産売却損	1	813	814	医療機器売却に伴う増

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				52,438	△ 3,671	48,767	実績確定に伴う減	
	1. 医療設備整備負担金			30,938	△ 2,921	28,017		
		1. 医療設備整備負担金			30,938	△ 2,921		28,017
			一般会計負担金		30,938	△ 2,921		28,017
	2. 企業債				21,500	△ 900		20,600
		1. 企業債			21,500	△ 900		20,600
			企業債		21,500	△ 900		20,600
	3. 固定資産売却費				0	150		150
		1. 固定資産売却費			0	150		150
固定資産売却費				0	150	150	医療機器売却に伴う増	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				175,968	△ 3,466	172,502	実績確定に伴う減	
	1. 建設改良費			57,329	△ 3,466	53,863		
		1. 資産購入費			47,891	△ 749		47,142
			備品購入費		47,891	△ 749		47,142
		2. 工事請負費			9,438	△ 2,717		6,721
工事請負費			9,438	△ 2,717	6,721			

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,735千円は、過年度分損益勘定留保資金123,735千円で補てんするものとする。)

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

議案番号	指定管理者に管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
議案第33号	美瑛町西美体験交流館	美瑛町字美馬牛第1 有限会社 医療福祉科学研究所 代表取締役 進 藤 順 哉	令和 7年4月 1日から 令和12年3月31日まで
議案第34号	美瑛町置杵牛農産物加工交流施設	旭川市流通団地2条5丁目20-1 株式会社 北海道米菓フーズ 代表取締役 廣 島 俊 郎	令和 7年4月 1日から 令和 9年3月31日まで

議案第 35 号

監査委員の選任について

下記の者を美瑛町監査委員として選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町西町 4 丁目 1 番 15 号
氏 名	菅 範之
生年月日	昭和 年 月 日生

議案第36号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町本町1丁目8番9号
氏 名	南 勉
生年月日	昭和 年 月 日生

議案第37号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町字新星第5
氏 名	大波 慶治
生年月日	昭和 年 月 日生

議案第 38 号

名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について

下記の者を名誉町民推薦審議会の委員として委嘱したいので、美瑛町名誉町民に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住所	氏名	生年月日
美瑛町本町 4 丁目 3 番 1 号	西 森 郁 子	昭和 年 月 日
美瑛町字美瑛原野 4 線	大 坪 正 明	昭和 年 月 日
美瑛町美馬牛北 2 丁目 1 番 1 1 号	小野寺 晴 紀	昭和 年 月 日
美瑛町本町 2 丁目 3 番 2 6 号	高 田 紀 子	昭和 年 月 日
美瑛町字下字莫別第 5	蔵 重 満	昭和 年 月 日
美瑛町中町 1 丁目 5 番 3 5 号	佐々木 良 栄	昭和 年 月 日
美瑛町字溜辺薬共和	江 花 秀 一	昭和 年 月 日

報告第1号

専決処分について

令和6年第4回美瑛町議会定例会において議決（令和6年6月18日議案第8号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

令和7年2月26日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和7年1月28日

項目	変更前	変更後
工事名	美園村山線道路改良舗装工事	同左
契約金額	105,600,000円	107,756,000円
契約先	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運 株式会社 代表取締役 福原 福博	同左
変更内容		工事数量の確定による増額

美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。